

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月11日掲載)

No.14	近年の「児童福祉の改革」について概観せよ。
解答	<p>・1998年からは、保育所の利用手続きが、市町村の措置から、保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改められた。2005年には、子育てに関する情報提供や助言を行う「子育て支援事業」が児童福祉法に位置づけられ、市町村の実施努力義務が規定された。また、現在、市町村において、地域における子育て支援のため、子育て親子が交流する「常設のつどいの場」、子育てに関する専門的な支援を行う「地域子育て支援拠点事業」などが実施されている。</p> <p>・児童虐待防止対策については、2004年の児童福祉法および児童虐待防止法の改正により、児童虐待の通告先等としての市町村の役割が明確化された。また、地方公共団体において、児童虐待を受けた児童等の状況の把握や情報交換を行うため、児童虐待防止の関係機関を構成員とする「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」が設置できることとされ、2005年の法改正で設置は努力義務となった。</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.